

平成24年2月

通関業者・輸入者 各位

第10回輸入手続の所要時間調査について

財務省関税局・税関におきましては、従来から適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところでありますが、今後とも、種々の施策を推進していくうえでの参考とするため、平成21年3月の第9回調査に引き続き、今般、下記要領により第10回輸入手続の所要時間調査を実施することといたしました。つきましては、通関業者及び輸入者の皆様には、本調査へのご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査対象期間

平成24年3月12日(月)～3月18日(日)

2. 対象官署

◎二重下線を付した官署は、AEO輸入者が行う特例申告に係る調査も実施します。

- (1) 航空貨物……東京税関(本関、成田航空貨物、成田南部航空貨物、羽田)、大阪税関(関西空港)、名古屋税関(中部空港)、門司税関(福岡空港)、沖縄地区税関(那覇空港)の8官署
- (2) 海上貨物……東京税関(本関、芝浦、大井)、横浜税関(本関、本牧埠頭、大黒埠頭)、神戸税関(本関、ポートアイランド、六甲アイランド)、大阪税関(南港)、名古屋税関(本関、西部、興津)、門司税関(田野浦、下関、博多)の16官署

3. 調査対象

- (1) 調査実施期間内に上記調査対象官署にNACCSを使用して行われた輸入申告(申告種別がIC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る)から、約5,000件(海上貨物約3,000件、航空貨物約2,000件)を無作為に抽出し、調査対象とします。
- (2) 調査実施期間内に特例申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われた特例申告(申告種別がHK及びHTのもの)から、約1,700件(海上貨物約1,000件、航空貨物約700件)を無作為に抽出し、調査対象とします。

4. 調査方法(別添フロー図参照)

調査対象申告に係る貨物について、以下の各段階における時刻を「調査票」に記入し、所要時間を調査することとし、調査票及び記載要領等については別途周知するものといたします。

① 税関手続

入港 → 搬入 → 申告 → 関係書類等提出 → 書類審査終了 →

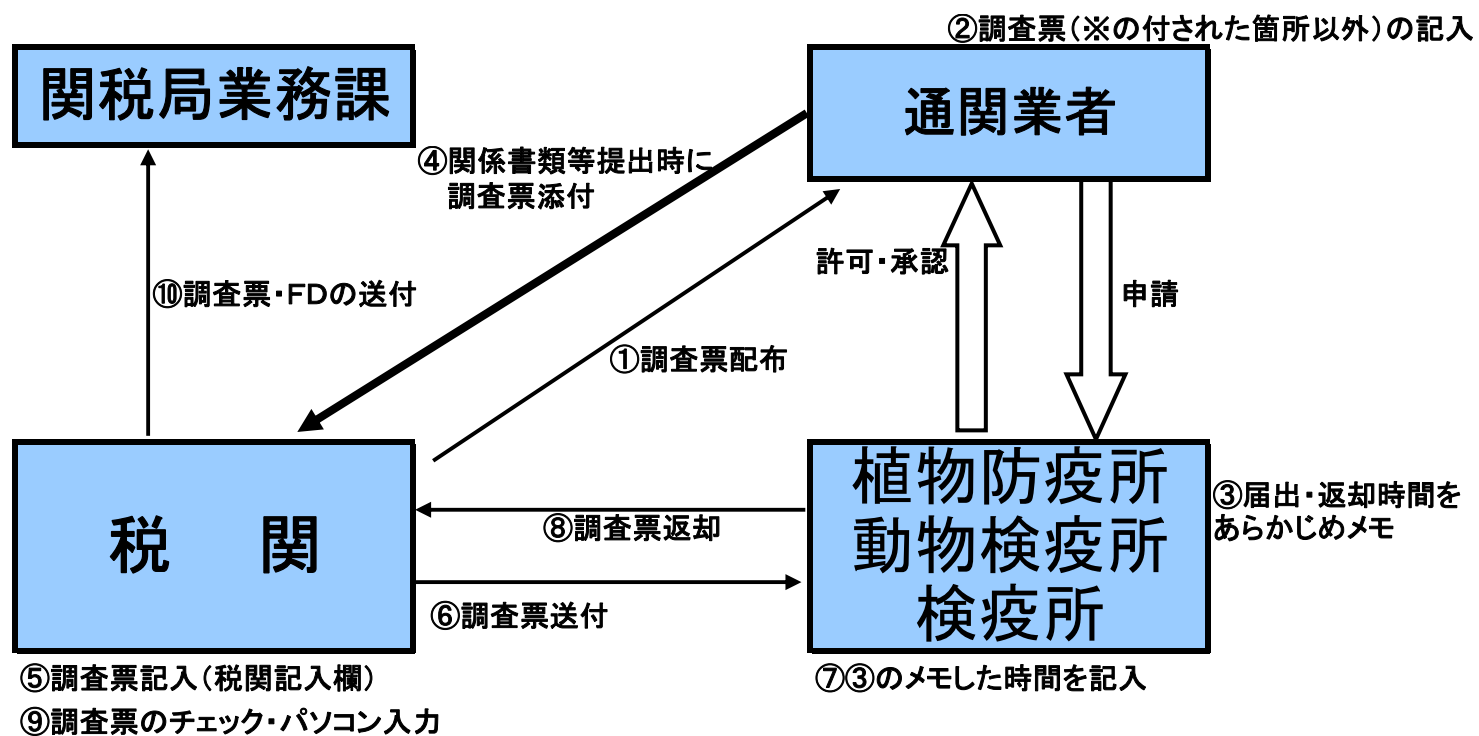
(検査開始 → 検査終了) → 許可 → 搬出

② 関税関係以外の法令の手続

許可申請書等の提出 → (検査開始 → 検査終了) → 許可承認等

第10回輸入手続所要時間調査の調査フロー

(調査対象期間:平成24年3月12日(月)~3月18日(日))



注1: →は調査票の流れを示す。

注2: ⑦における食品届に係る調査票の記入は、書面のものは各検疫所で記入されるが、システムのものには厚生労働省本省にて電算処理により時間を計算される。

注3: 3月31日(土)までに搬出されないものについては調査打ち切りとする。

調査票 (I) (航空)

※整理番号 _____
 ※官署番号 _____

1. AWB番号 : _____	9. 予備審査制の利用 : 1 有 2 無 _____
2. 申告番号 : _____	10. 到着即時輸入許可制度の利用 : 1 有 2 無 _____
3. 申告種別 : 1 IC 2 BP 3 HK 4 HT 5 HKA 6 HTA 7マニフェスト	11. 特例申告の利用 : 1 B 2 A 3 無 _____
4. 入港届 : 1 システム 2 書面	12. 納税の方法 : 1 延納 2 口座振替 3 直納 4MPN 5リアルタイム口座振替 6無
5. 取卸港名 : 1 成田空港 2 羽田空港 3 関西空港 4 中部空港 5 福岡空港 6 那覇空港	※13. 審査区分 : 1 区分1 2 区分2 3 区分3
6. 便名 : _____	※14. 税関検査 : 1 見本 2 検査場 3 現場
7. 貨物種別 : 1 SP 2 OBC 3 その他	15. 開庁時間外執務 : 1 有 2 無 理由 : 第1[] 第2[]
8. 税番(6桁) : _____ (9800. 00)	(_____)
	16. 他港からの保税運送 : 1 有 2 無 _____

イ. 入港日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時

ロ. 搬入日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 (ローイ) [_____ 日 _____ 時間]

A. 入港から搬入までに右記時間以上を要した場合、その理由 (東京本関:7時間、成田、羽田、関空、中部、福岡、那覇:2時間)

第1理由 [] 第2理由 []

ハ. 申告日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (ハーロ) [_____ 日 _____ 時間]

B. 搬入から申告までに2時間以上を要した場合、その理由 (ハの最小時間単位(分)を切り捨てて計算)

第1理由 [] 第2理由 []

ニ. 関係書類等提出日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (ニーハ) [_____ 時間 _____ 分]

C. 申告から関係書類等提出までに2時間以上を要した場合、その理由

第1理由 [] 第2理由 []

※ホ. 書類審査終了日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (ホーニ) [_____ 時間 _____ 分]

※D. 関係書類等提出から書類審査終了までに2時間以上を要した場合、その理由

第1理由 [] 第2理由 []

※ヘ. 検査実施日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (ヘーホ) [_____ 時間 _____ 分]

※E. 書類審査終了から検査実施までに2時間以上を要した場合、その理由

第1理由 [] 第2理由 []

※ト. 検査終了日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

※チ. 許可日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (チーニ) [_____ 時間 _____ 分]

※F. 関係書類等提出から許可までに2時間以上を要した場合、その理由

第1理由 [] 第2理由 []

リ. 搬出日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (リーチ) [_____ 時間 _____ 分]

G. 輸入許可から搬出までに2時間以上を要した場合、その理由

第1理由 [] 第2理由 []

通関業者名 _____ 担当者名 _____ 連絡先 _____

(注) 1. 時間は、24時間表記です。(例:午後2時は、14時と記入して下さい。)
 2. ※印の付されている項目は、記入の必要はありませんが、リ、及びGについては、調査票の記載要領中「搬出時間についての協力依頼」を参照の上、税関への連絡または記入をお願いします。

調査票（Ⅱ）（他法令）

<p>1. 植物防疫法</p> <p>a. 申請方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 植防検査の有無：1 有 2 無 [合格書発行防疫所：] [申請番号：]</p> <p>※イ. 提出日時： 月 日 時 分 [ローイ]</p> <p>※ロ. 検査開始日時： 月 日 時 分 (時間 分)</p> <p>〔※A. 提出から検査開始までに下記時間以上を要した理由 <input type="checkbox"/> (海上24時間、航空4時間) () [ハーロ]</p> <p>※ハ. 検査終了日時： 月 日 時 分 (時間 分)</p> <p>〔※B. 検査開始から終了までに下記時間以上を要した理由 <input type="checkbox"/> (海上3時間、航空1.5時間) () [ニーハ]</p> <p>※ニ. 承認日時： 月 日 時 分 (時間 分)</p> <p>〔※C. 検査終了から承認までに下記時間以上を要した理由 <input type="checkbox"/> (海上1時間、航空0.5時間) ()</p>	<p>3. 食品衛生法</p> <p>a. 届出方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 届出状況：1 到着前 2 到着後</p> <p>c. 検査の有無：1 自主検査有 2 行政検査有 3 命令検査有 4 検査無 [届出済証発行検査所：] [届出受付番号：] [(欄番号)：]</p> <p>※イ. 届出日時： 月 日 時 分</p> <p>※ロ. 返却日時： 月 日 時 分 [ローイ] (日 時間 分)</p> <p>〔※届出から返却日時までに下記時間以上を要した理由 <input type="checkbox"/> (海上18時間、航空4時間) ()</p>
<p>2. 家畜伝染病予防法</p> <p>a. 申請方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 動物検査の有無：1 有 2 無 [証明書発行検査所：] [検査証明書番号：]</p> <p>※イ. 提出日時： 月 日 時 分 [ローイ]</p> <p>※ロ. 検査開始日時： 月 日 時 分 (時間 分)</p> <p>〔※A. 提出から検査開始までに下記時間以上を要した理由 <input type="checkbox"/> (海上24時間、航空1時間) () [ハーロ]</p> <p>※ハ. 検査終了日時： 月 日 時 分 (時間 分)</p> <p>〔※B. 検査開始から終了までに下記時間以上を要した理由 <input type="checkbox"/> (海上3時間、航空1時間) () [ニーハ]</p> <p>※ニ. 承認日時： 月 日 時 分 (時間 分)</p> <p>〔※C. 検査終了から承認までに下記時間以上を要した理由 <input type="checkbox"/> (海上2時間、航空0.5時間) ()</p>	<p>4. 薬事法 (1 到着前 2 到着後)</p> <p>※イ. 申請等月日： 月 日</p> <p>※ロ. 承認等月日： 月 日</p>
<p>7. 他法令コード： ()</p> <p>8. 他法令コード： ()</p>	<p>5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (1 到着前 2 到着後)</p> <p>※イ. 申請等月日： 月 日</p> <p>※ロ. 承認等月日： 月 日</p> <p>6. 外国為替及び外国貿易法 (1 到着前 2 到着後)</p> <p>a. 申請方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 適用法令：1 外国為替令 2 輸入貿易管理令 [到着後の場合、IL等番号：]</p> <p>※イ. 申請等月日： 月 日</p> <p>※ロ. 承認等月日： 月 日</p>

(注) 1. 時間は、24時間表記です。(例：午後2時は、14時と記入して下さい。)

2. ※印の付されている項目は、記入の必要はありません。

《調査票の記載要領》

I 記載上の一般事項

1. 択一の欄は、該当番号に○を付す。
2. ※印の付された欄は記入を要しない。
3. 時間は24時間表記とする。(例：午後2時は、14時とする。)
4. 調査票は鉛筆又はボールペンで記載すること。

II 調査票（I）に係る記載要領

1. 上段の記載要領

- (1) 「申告種別」欄
輸入マニフェスト通関を利用してなされた申告は、「7 マニフェスト」に○を付す。
- (2) 「入港届」欄
入港届の届出方法に○を付す。
- (3) 「貨物種別」欄
輸入マニフェスト通関を利用してなされた申告は、「1 SP」に○を付す。
- (4) 「税番」欄
 - ① HS 6桁(○○○○.○○)の税番を記入する。
 - ② 1申告で、複数欄ある場合は、最も申告価格の高い欄の税番を記入する。ただし、少額合算のものを除く。
 - ③ 少額貨物(1万円以下)の無条件免税(関税定率法第14条第18号)が適用される場合には、(9800.00)を○で囲む。
- (5) 「到着即時輸入許可制度の利用」欄
到着即時許可制度の利用の有無のいずれかに○を付す。
- (6) 「特例申告の利用」欄
特例輸入申告及び特例委託輸入申告について、貨物が本邦に到着する前に引取申告を行ったものについては「1 B」に、到着後に引取申告を行った場合は「2 A」に、特例輸入申告及び特例委託輸入申告をしていない一般貨物の場合は「3 無」に、それぞれ○を付す。
- (7) 「開庁時間外執務」欄
開庁時間外執務の要請の届出の有無のいずれかに○を記入の上、「1 有」の場合は、その理由について『開庁時間外執務の要請の届出をした理由』から該当する理由番号を「第1〔 〕」に記入する。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、「第1〔 〕」、「第2〔 〕」にそれぞれ記入する。「その他」の番号を記入した場合は、()内に当該理由を簡潔に記入する。また、24時間官署に申告を行った場合は、全て「2 無」に○を記入するものとする。

2. 下段の記載要領

- (1) イ.～ニ.には、入港等の日時(分)及び各段階の所要時間を記入する。
各段階における調査時間単位が異なる場合の所要時間の算出は、最小時間単位(分)を切り捨てて計算する。
[算出例] ロ. 搬入日時：3月17日 10時
ハ. 申告日時：3月18日 16時30分
(ハーロ) [1日 6時間]
・特例輸入申告及び特例委託輸入申告においては、入港～搬入、搬入～申告、申告～許可の時間それぞれを0にみなせる場合若しくは入港・搬入・申告・許可の順番が逆転する場合があるが、その場合であっても調査票には実際の入港・搬入・申告・許可等、記入しうる全ての各時間をそれぞれ記入することとし、各段階の所要時間の算出の結果のみを記入することがないように留意する。したがって、算出の結果がマイナスの数値になっても差し支えない。
- (2) 「入港日時」欄
入出港届の「入港の日時」を記入する。
なお、他港(異なる税関空港)から保税運送された貨物にあつては、通関場所の保税地域に搬入された日時を記入する。したがって、「16.他港からの保税運送」の欄が、「1 有」の場合には、入港日時と搬入日時は同一日時になる。
- (3) 「搬入日時」欄
 - ① 貨物が分割されて搬入された場合は、当初の搬入日時を記入する。
 - ② 「到着即時輸入許可制度の利用」欄の「1 有」に○を付している場合には記入を要しない。この場合、(ローイ)は0時間となる。
 - ③ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、搬入が行われた場合には、記入を要することに留意する。

- ④ 航空の「搬入日時」については、IAW（輸入貨物情報照会情報）の突合の時間を記入する。
海上の「搬入日時」については、ICG（貨物情報照会情報）の突合の時間を記入する。
- (4) 「申告日時」欄
- ① 輸入申告の日時は、送信（輸入申告又はB P承認申請）を行った日時分を記入する。
② 「予備審査制の利用」の欄が「1 有」の場合には、本申告への切替えの日時分を記入する。
③ 「到着即時輸入許可制度の利用」欄の「1 有」に○を付している場合であっても、記入を要することに注意する。
④ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、記入を要することに留意する。
- (5) 「関係書類等提出日時」欄
- ① 「予備審査制の利用」の欄が「1 有」の場合には、本申告への切替えの日時分を記入する。
② 審査区分が区分1の場合は、「申告日時」と同じ日時分を記入する。
③ 「到着即時輸入許可制度の利用」欄の「1 有」に○を付している場合には記入を要しない。この場合、(ニ-ハ)は0時間となる。
④ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、関係書類等の提出を要した場合には、記入を要することに留意する。
- (6) 「理由」欄
- 入港から搬入等の各段階において、長時間を要した理由を記載する欄には、それぞれの段階において設定された所要時間を超えた場合に、『各段階において長時間を要した理由』の該当する理由番号を記入する。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、第1理由、第2理由にそれぞれ記入する。なお、当該理由表のうち選択した理由の()内に具体的な理由を記載する等の指示がある場合には、当該指示に従い「理由」の欄の[]内に具体的な理由等を記入する。

Ⅲ 調査票(Ⅱ)(他法令)に係る記載要領

1. 1. ～6. の法令に基づく許可、承認等が必要な申告については、該当する法令の番号に○を付すとともに必要事項を記入する。なお、1. ～6. 以外の法令に基づく許可、承認等が必要な申告については、別添「他法令コード一覧表」から該当する法令名の番号を7. ～8. に記入する。

2. 各法令ごとの記入方法

[1. 植物防疫法]

検査合格証明書又は輸入認可証明書を発行した植物防疫所名及び申請番号を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。

ただし、輸入申告の際に植物防疫所への申請が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記入することができない場合には、記入は不要とする。

この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関にその旨を連絡する。

(注) 合格証発行防疫所名記載例

横浜植物防疫所	で発行されたものは「横浜」と記入する。
横浜植物防疫所東京支所	で発行されたものは「東京」と記入する。
横浜植物防疫所成田支所	で発行されたものは「成田」と記入する。
横浜植物防疫所成田支所羽田出張所	で発行されたものは「羽田」と記入する。

[2. 家畜伝染病予防法]

- (1) 輸入検疫証明書を発行した動物検疫所名及び輸入検疫証明書の証明番号を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。

ただし、輸入申告の際に動物検疫所への申請が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記載することができない場合には、記入は不要とする。

この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関にその旨を連絡する。

(注) 証明書発給検疫所名記載例

動物検疫所本所	で発行されたものは「本所」と記入する。
動物検疫所畜産物検疫課	で発行されたものは「畜産物」と記入する。

- (2) システムによる申告の場合、「検疫証明書番号」には、申請時の払出し番号を記入する。

[3. 食品衛生法]

- (1) 食品等輸入届出済証を発行した検疫所名及び届出受付番号（複数欄ある場合には、該当する欄の番号）を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。
ただし、輸入申告の際に検疫所への届出が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記載することができない場合には、記入は不要とする。

この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関にその旨を連絡する。

(注) 届出済証発給検疫所名記載例

成田空港検疫所
東京検疫所第一課
東京検疫所第二課

で発行されたものは「成田」と記入する。
で発行されたものは「東京1」と記入する。
で発行されたものは「東京2」と記入する。

- (2) 「届出状況」欄は、貨物の到着前に食品届を提出し、輸入が認められた場合(注)には「1 到着前」、その他の場合には「2 到着後」に○を付す。また、「検査の有無」欄は、検査の有無に応じ「1 自主検査有 2 行政検査有 3 命令検査有 4 検査無」の該当番号(1及び2に同時に該当する場合には双方)に○を付す。

(注)「貨物の到着前に食品届を提出し、輸入が認められた場合」とは

① 事前届出制を利用して貨物到着前に届出書を提出したもののうち、検査不要となり、貨物到着前に届出書が返却された場合

② 計画輸入制度(特定の食品等を繰り返し輸入する場合に初回の輸入時に輸入計画を提出し、検査の結果問題のないものについて一定期間内輸入の都度の届出を省略する制度)を利用した場合

をいう。

したがって、事前届出制を利用して貨物到着前に届出書を提出した場合であっても、貨物到着前に届出書が返却されない場合(上記①以外)には、「到着前」に該当しないので留意する。

[4. 薬事法]

貨物の到着前に薬事法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。

[5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律]

- (1) 貨物の到着前に化審法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。
(2) 既存化学物質及び公示化学物質の輸入の場合は「到着前」の扱いとする。

[6. 外国為替及び外国貿易法]

貨物の到着前に外為法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。

お願い

搬出時間についての協力依頼

通関手続の所要時間調査にあたり皆様にご記入いただく調査票のうち「搬出日時」の欄につきましては、税関では把握できないことから、恐れ入りますが、調査対象となった貨物が搬出された際には、税関に電話又はファクシミリにてご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

ただし、区分1の場合で、許可後、調査票提出（申告書類等の提出）の際に貨物が搬出されている場合には、通関業者の方において搬出日時を記載して提出願います。

この際、輸入許可から搬出までに2時間以上を要した場合には、以下の理由のうち、該当する番号（複数該当する場合には、その主たる番号を2つ選び、第1理由、第2理由それぞれの番号）をあわせてご連絡願います。

なお、3月31日（土）までに搬出されない貨物については、調査未了扱いとして処理致しますので、当日までに搬出されない場合にはその旨の連絡をお願いします。

○ G. 輸入許可から搬出までに2時間以上を要した理由

- ・ 航空貨物
 - 1 休日が間に入った。
 - 2 事務繁忙のため。
 - 3 配送先毎の仕分けに時間を要した。
 - 4 搬出作業に時間を要した。
 - 5 輸入者の検品作業に時間を要した。
 - 6 毎日、搬出時間（トラックの配車時間）が決められているため。
 - 7 トラック等の配車に時間を要した。
 - 8 デバン場所の確保ができなかった。
 - 9 輸入者が引取日を指定したため。
 - 10 輸入者の指示により、貨物の引取を急がなかった。
 - 11 輸入者の引取要請がなかった。
 - 12 出荷指示が遅れた。
 - 13 銀行決済で取引関係書類の取得が遅れた。
 - 14 許可後に修・更正が判明した。
 - 15 その他（具体的理由をお願いします。）

(別添)

《他法令コード一覧表》

- 1・・・《PD》毒物及び劇物取締法
- 2・・・《GA》高圧ガス保安法
- 3・・・《FL》肥料取締法
- 4・・・《AC》農薬取締法
- 5・・・《EX》火薬類取締法
- 6・・・《RA》狂犬病予防法
- 7・・・《SP》砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
- 8・・・《AM》アルコール事業法
- 9・・・《NA》麻薬及び向精神薬取締法
- 10・・・《AD》覚せい剤取締法
- 11・・・《CA》大麻取締法
- 12・・・《OP》あへん法
- 13・・・《FS》銃砲刀剣類所持等取締法
- 14・・・《ST》印紙等模造取締法
- 15・・・《PS》郵便切手類模造等取締法
- 16・・・《HU》鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 17・・・《MA》加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
- 18・・・《FM》主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
- 19・・・《PE》石油の備蓄の確保等に関する法律
- 20・・・《FR》水産資源保護法
- 21・・・《PM》感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 22・・・《IA》特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律

《各段階において長時間を要した理由等表》 (航空)

I. 調査票 (I)

(I) 開庁時間外執務の要請の届出をした理由

1. 荷主が引取りを急いでおり、輸入申告を行う必要があったため。
2. 荷主が引取りを急いでおり、保税運送を行う必要があったため。
3. 翌日(週末明け)になると倉庫保管料がかさむため、荷主が引取りを急いでいたため。
4. 納期に間に合わせるため、通関業者において通関を急いでいたため。
5. 翌日が休日であるため、通関業者において通関を急いでいたため。
6. 税関審査・検査が開庁時間外にまで及んだため。
7. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要したため。
8. 申告内容の訂正入力に時間を要したため。
9. その他(具体的な理由を記入して下さい。)

(II) 各段階の理由

A. 入港から搬入までに下記時間以上を要した理由

(東京本関：7時間、成田、羽田、関空、中部、福岡、那覇：2時間)

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 仕分作業に時間を要した。
3. デバン作業に時間を要した。
4. 貨物の積込みに時間を要した。
5. 保税蔵置場の変更を行ったため。
6. 追送のため。
7. ハンドキャリーカーゴのため保税地域(ボンド)へ運送した。
8. HAWBの到着が遅延したため。
9. その他(具体的な理由を記入して下さい。)

B. 搬入から申告までに2時間以上を要した理由

1. 休日が間に入った。(申告の準備が整ったのが休日明けとなった。)
2. 休日が間に入った。(特に通関を急ぐ理由がなかったので、休日明けに申告を行った。)
3. 休日が間に入った。(申告の準備は整っていたが、税関が開庁している時間であった。)
4. 休日が間に入った。(その他(具体的な理由を記入して下さい。))
5. 税関の開庁時間外(早朝、夜間)に搬入されたので、輸入申告が翌開庁日となった。
6. 事務の繁忙により輸入申告が遅れた。
7. 荷主からの指示がなかった。
8. 荷主から通関を待つように指示された。(具体的理由も記入して下さい。)
9. 荷主からの必要書類の到着が遅かった。
10. 納期が切迫していなかったため通関を急ぐ必要がなかった。
11. 荷主担当者不在のため連絡が遅延した。
12. デバン作業又は仕分作業に時間を要した。
13. 内容点検に時間を要した。
14. 仕入書が未入手又は不備であった。
15. 特惠原産地証明書が未入手又は不備であった。
16. 保険関係書類が未入手又は不備であった。
17. 輸出時書類(E/D)が未入手又は不備であった。
18. 商品説明書が未入手又は不備であった。
19. 関税割当証明書が未入手又は不備であった。
20. 商品カタログが未入手又は不備であった。
21. 他の書類が未入手又は不備であった。(具体的書類名も記入して下さい)
22. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。

23. 執務を要しない時間（昼休み等）が間に入った。
24. 商品説明を待っていた。
25. マッチングに時間を要した。
26. 税番検討に時間を要した。
27. 貨物引渡指図書（リリースオーダー）を待っていた。
28. 蔵置場に変更があった。
29. 保税転売が行われた。
30. 貨物の一部が未着又は分割されたため。
31. その他（具体的な理由を記入して下さい。）

C. 申告から関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 午後、輸入申告を行ったので、申告書の提出が翌日となった。
2. 事務の繁忙により申告書の提出が遅れた。
3. 引取りを急がなかった。
4. その他（具体的な理由を記入して下さい。）